

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	子どもの意見形成・表明支援事業
発注課	子ども未来局児童相談所家庭支援課
選定事業者	特定非営利活動法人 子どもアドボカシーセンター札幌
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>1 契約の相手方とする事業者（業種）について          本事業は、子どものセルフアドボカシーの実現を目的として、利害関係のない第三者である意見表明等支援員（以下「アドボケイト」という。）が、市内児童養護施設と一時保護所の子どもに対して意見形成と意見表明の支援を行うとともに、アドボケイトを養成する事業として、令和6年度に開始した。本事業の実施にあたっては、利害関係のない第三者性を担保することが必要不可欠であり、また契約の相手方とする事業者は、子どもの権利擁護に対する深い理解があり、アドボケイトの養成や人材確保も含め適切な業務遂行能力を有しており、かつ派遣先との十分な連携や信頼関係を構築することができる必要がある。</p> <p>2 相手方を1者に特定した理由について          本事業は令和6年度からの新規事業であり、「特定非営利活動法人 子どもアドボカシーセンター札幌」（以下「当該受託者」という。）に委託。当該受託者は国が示すガイドラインに準ずる研修を受講したアドボケイトを30名以上養成および確保している。またアドボケイトの派遣に関しては、派遣先となる市内児童養護施設及び一時保護所（以下「派遣先」という。）の職員及び子どもに対し、本事業の趣旨について丁寧な説明を行い十分な理解を得る必要があることから、派遣先の役職者および施設職員に向けた事業説明を複数回実施。その上で派遣に向けた具体的な協議及び派遣先の子どものための説明会を実施し、令和7年3月より正式にアドボケイトの派遣を開始した。派遣先からは、虐待等様々な背景により施設等で暮らす子どもの中には、大人に対しての不信感を抱えている子どもも多く、アドボケイトとの信頼関係の構築には相当な時間を要することが想定されるとして、本事業の継続かつ安定的な実施体制の構築を強く望む声が挙がっている。今後も当該受託者による事業の継続を強く求められている状況にあり、委託事業者が変わることによって、子どもとの信頼関係の構築が困難となるだけでなく、派遣先との信頼関係や派遣の受け入れにも影響を及ぼすなど、本事業の目的と逆の効果を生むことが危惧される。以上のことから、派遣先との十分な信頼関係が構築されている事業者は当該受託者のみである。当該受託者以外の事業者では本事業の目的達成に必要な条件を満たさないため、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p><del>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号          札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条～第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</del></p>
決定日	令和8年2月26日